

福祉サービス第三者評価と他制度等との違い

	監査	介護サービス情報公表制度	地域密着型サービス外部評価	福祉サービス第三者評価
目的	法令で定める最低基準(職員の配置数や会計処理など)が適切に守られているかの点検	利用者による事業者の適切な選択	サービスの質の向上 利用者による事業者の適切な選択	より望ましい水準のサービスの追及 利用者による適切なサービス選択
根拠	社会福祉法人：社会福祉法第56条 その他施設はその種別ごとの根拠法令	介護保険法 第115条の35～44	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚労省令) 第72条第2項(小規模多機能型居宅介護) 第97条第7項(認知症対応型共同介護)	社会福祉法 第78条第1項
考え方	社会福祉法人は、主に障害者や児童、高齢者などの社会的な立場の弱い方々を対象とした福祉サービスを行っており、公的な優遇処置も受けていることから、 <b>適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、監督官庁(所轄庁)が運営全般に対して積極的に助言、指導を行うこととされている。</b> また、法人が経営する社会福祉事業についても、身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法等の各法令で定めている基準等に沿って運営されているか、定期的に指導監査を行うことが求められている。	「介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択(自己決定)」を現実のサービス利用において保障するための仕組み」である。 <b>あくまでも介護サービスの内容を明らかにし、利用者がサービス選択を適切に行えるようにするための情報開示の徹底であり、サービスの評価ではないということが特徴。</b> 様々な価値観がある中で、サービスの質を一定のものさしで測ることは難しく、介護サービスの評価は、あくまでも利用者自らが行うという考え方を基本としている。	評価作業の一連の過程を事業者が主体的に取り組み、評価結果をもとに具体的な改善や情報公開等に活かし、各事業所が良質なサービスの水準を確保し、向上を図っていくことを目的としている。外部評価については、外部評価の結果と自己評価の結果を対比し、 <b>異同について考察した上で総括的な評価を行うこととし、これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の向上を図る。</b>	「事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が評価調査票を用いて調査を行い、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価し、その結果を公表すること」  自ら提供するサービスの質の向上に取り組む事業者に対し、 <b>公平・中立な立場からの客観的な評価を通して、事業者におけるサービスの質の向上への取組がより効果的・効率的に進められるよう支援するもの。</b> 事業者に対し、一方的な課題の指摘や責任追及をするものではない。
主体	行政	県の指定を受けた指定評価機関	報告：介護サービス事業所 公表：情報公表センター 調査：県の選定した評価機関	推進機構の認証を受けた民間の評価機関
対象	社会福祉法人及び法人が行う社会福祉事業	介護サービス	地域密着型サービス(介護予防含む) 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	福祉サービス (児童・高齢・障害・保護)
実施	義務	義務(調査は必要に応じて随時)	<b>義務(原則は年1回)</b>	任意
開示	義務(神奈川県)	義務	義務	任意
効果	事業所	客観的な情報を提供できる 他の事業所の取組を参考に出来る	課題を把握できる 評価機関から助言を受けられる サービスの質を向上することができる	サービスの質の向上への気付きが得られる 利用者・地域との信頼関係の構築に役立つ 監査の緩和につながる
	利用者	事業所の介護サービス情報を知ることができる 事業所の比較検討ができる	事業所のサービスの質を知ることができる 質の高いサービスを受けられる 事業所の比較検討ができる	事業所のサービスの質を知ることができる 質の高いサービスを受けられる